

と。

ア 就労開始日 平成26年11月14日

イ 給料 日給8,000円 日払い

- (3) 同年12月12日、処分庁は請求人に対し、同月の稼働収入(見込額。以下「見込収入」という。)を60,000円とし、平成27年1月1日付けで見込収入の認定を理由とした保護変更決定処分を行ったこと。
- (4) 平成27年1月5日、処分庁は請求人から、平成26年11月17日から同年12月15日までの稼働状況に関する資料を添付した収入申告書を收受したこと。
- (5) 同年1月19日、処分庁は請求人から、平成26年12月16日から平成27年1月19日までの稼働状況に関する資料を添付した収入申告書を收受したこと。
- (6) 同月23日、処分庁は請求人に対し、上記(4)及び(5)の申告に基づき、確定収入の認定を理由として、平成26年12月1日付け及び平成27年1月1日付けで保護変更決定処分を行ったこと。
- (7) 同日、処分庁は、決定の理由を「医療費自己負担金等」として、15,810円の返還を求める旨の法第63条費用返還決定処分を決定し、請求人に対し通知したこと(以下「本件処分1」という。)

また、同日、処分庁は、決定の理由を「医療費自己負担金等」として、9,398円の返還を求める旨の法第63条費用返還決定処分を決定し、請求人に対し通知したこと(以下「本件処分2」という。)

ア 本件処分1の算定内容は、以下のとおりであったこと。

(ア) 平成26年12月1日付け確定収入の認定

就労収入	158,140円
基礎控除	-29,200円
<u>必要経費</u>	<u>-18,920円</u>
	110,020円…①

(イ) 平成26年12月分最低生活費 94,210円…②

(ウ) 返還額 (①-②) 110,020円-94,210円=15,810円

イ 本件処分2の算定内容は、以下のとおりであったこと。

(ア) 平成27年1月1日付け確定収入の認定

就労収入	116,128円
<u>必要経費</u>	<u>-12,520円</u>

103,608 円…①'

(イ) 平成27年1月分最低生活費 94,210 円…②'

(ウ) 返還額 (①'-②') 103,608 円-94,210 円=9,398 円

(8) 同年1月23日、請求人は本件処分1及び本件処分2を不服として審査請求を行ったこと。

(9) 請求人の医療扶助については、平成26年12月分はその給付がなく、平成27年1月分は14,770円であること。

2 請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し行った本件処分1及び本件処分2について取消しを求めているものであるが、その理由は概ね以下のとおりと解される。

収入申告を行い、収入が保護費支給額を上回ったが、医療費本人負担額の返還まで求められると返還額が多くなるため、生活を圧迫する。極めて生活困難となる。

3 処分庁の主張

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。その理由は以下のとおりである。

(1) 請求人は、平成26年11月14日から就労を開始していた。

平成27年1月19日に、請求人から当該就労に係る収入申告があり、同月23日に、平成26年12月1日付け及び平成27年1月1日付けで収入認定を行った結果、それぞれ保護費の過払いが生じたため、当該過払い金については、請求人の同意のもと、翌月以降の保護費に分割で収入充当するとともに、併せて発生した平成26年12月分及び平成27年1月分の医療費自己負担金について、法第63条の規定に基づき費用の返還を求めたものである。

また、平成27年1月27日に、請求人からの電話により、担当ケースワーカーが本件処分1及び本件処分2の考え方について説明を行うとともに、翌日、担当ケースワーカーを含むケースワーカー2名で家庭訪問し、請求人に対し、計算書を提示しながら、再度同様の説明を行った。

したがって、本件処分1及び本件処分2の決定については、その手続き及び決定は適法かつ適正に行っている。

以上により、本件審査請求は理由がないものとして棄却されるべきである。

4 判 断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」（法第4条第1項）と規定しており、生活に困窮する者に、同項の規定にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められるものである。また、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」（法第63条）と規定している。
- (2) ところで、給与等の収入申告の遅れなど、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかになった場合の取扱いについて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）第10の2の（8）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。」と定めている。
- (3) また、要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知）第3の2の（2）アにより、「世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とする」とされている。
- (4) ところで、法は、保護の申請に対する決定及び理由の付記について、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対し書面をもつて、これを通知しなければならない。」（法第24条第3項）、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」（同条第4項）、「第1項から第7項までの規定は、（中略）保護の変更の申請について準用する。」（同条第9項）と規定している。

- (6) さらに、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問10-14は、決定通知書における理由付記について、「保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。」としている。
- (7) これを本件処分1及び本件処分2についてみると、処分庁は請求人からの申告に基づき、請求人の稼働収入について、事実(6)のとおり、平成26年12月1日付け及び平成27年1月1日付けで確定収入を認定したことに伴い、本件処分1では15,810円、本件処分2では9,398円の返還を求める決定を行い、いずれの処分もその決定の理由を「医療費自己負担金等」としたことが認められる。
- (8) 請求人は、法第63条に基づく返還を求められることが不服であると主張しているが、(1)から(3)まで述べたように最低生活費を上回る収入があった以上、その生活保護費の余剰分の返還を求めた処分庁の方針に違法又は不当な点はない。
- (9) しかしながら、この場合、臨時的な収入の増加により一時的に保護を必要としなくなった場合に該当するため、保護を要しないとして停止処分を検討するか、翌月以降分の収入積み上げ分として算定した上で返還決定を行うべきであった。
- この点について、処分庁は本件処分1について翌月分への積み上げ算定もせず最低生活費を上回った15,810円の返還を求めており、適切な収入認定の取扱いとはいえない。
- また、本件処分1の処分通知に記された決定の理由である「医療費自己負担金等」とは、収入充当額が最低生活費を上回った場合の医療扶助に対する本人支払額であり、医療費に充当されるものであるが、1の(9)のとおり、平成26年12月に医療扶助の給付はなく、またそれ以外の扶助についても給付はなかったため、処分通知に付記した「医療費自己負担金等」という理由は事実に反するものであったことが認められる。
- (10) 手続的瑕疵が行政処分の取消事由になるか否かは、手続を定めた法規の解釈問題であるところであるが、理由付記については、処分庁の判断の公正を担保するという趣旨の他に、不服申立てに便宜を与えるという目的がある特殊性もあって最高裁判例は、独立の取消原因となるとしている。(最判昭57年(行ツ)70号)
- (11) そこで、本件処分1に付記された理由は誤りであり、法が求める手

続きを満たしていないため違法である。

また、本件処分2について、本件処分1と同様に収入認定の取扱については不適切な点が認められる。理由付記の内容については誤りではないが、請求人が十分理解できるような内容とはいえず、やはり違法であるといわざるを得ない。

以上により、本件処分1及び本件処分2を取り消すべきとする請求人の主張は理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定により主文のとおり裁決する。

平成29年3月31日

神奈川県知事 黒岩 祐海

